

# 日税不動産鑑定士会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は日税不動産鑑定士会と称する。

### (事務所)

第2条 本会の事務局は、東京都新宿区西新宿 8-14-17-1211 下崎寛事務所に置く。

### (目的)

第3条 本会は会員の資質の向上、会員相互の親睦、職域拡充等の実をあげ、併せて不動産鑑定評価制度の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会の前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 税務に係る不動産鑑定評価に関する調査研究
2. 会員の資質の向上を図るためのセミナー等の事業
3. 不動産鑑定評価に関する啓蒙宣伝に関する事業
4. その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会員及び会費

### (会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 税理士及び不動産鑑定士で東京都内に事務所を有する者
2. 税理士及び不動産鑑定士で東京都以外に事務所を有する者、税理士又は不動産鑑定士である者、弁護士・司法書士等の国家資格を有し本会会員の推薦がある者

### (会費)

第6条 本会の会費は、通常会費と臨時会費から構成される。

#### 1. 通常会費

- (1) 第5条第1項会員 年額 18,000円
- (2) 第5条第2項会員 年額 9,000円

#### 2. 臨時会費

本会は、臨時会費を徴することができる。

#### 3. 会費の支払い方法

会費は一括年払いとし、総会で定められた方法により支払わなければならない。年度の途中で入会した場合も月割計算はしない。

#### 4. 会費未納者の取り扱い

- (1) 未払期の翌年4月以降、当会からの案内(研修会等・郵便又はメール)を停止する。
- (2) 「継続地代の実態調べ」発行年の場合、同誌の配付(割引券を含む)を停止する。
- (3) 未納年度の翌年1年間を猶予期間とし、猶予期間中に会費納入が確認できたときは、上記停止を解除する。
- (4) 猶予期間中に、会費納入がない場合には、退会として扱う。

#### (入 会)

第7条 本会に入会せんとする者は入会届を会長に提出する。

#### (退 会)

第8条 本会を退会せんとするものは、原則として退会届を会長に提出する。

### 第3章 役 員

#### (役員の種類)

第9条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副会長 3名以内
3. 幹 事 若干名
4. 会計監事 2名以内

なお、会長、副会長、幹事、会計監事は、会員の中から総会の決議により決定する。

#### (役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、その業務を総括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。幹事は会務を執行する。会計監事は財産状況の監査に関する職務を行うほか、役員会に出席して意見を述べることができる。

#### (任 期)

第11条 役員任期は、2年とする。但し再選を妨げない。補欠役員任期は前任者の残存期間とする。役員に欠員を生じた場合は会務に支障がないときは補充しないことができる。

#### (顧問又は相談役)

第12条 本会に顧問又は相談役をおくことができる。顧問又は相談役は役員推薦により会長が委嘱する。

顧問は本会の業務に関する重要な事項について会長に建議し又は会長の諮問に応じて助言する。

相談役は本会の業務に関する重要な事項について会長の諮問に応ずる。

### 第4章 会 議

#### (会 議)

第13条 会議は総会及び役員会とから成る。さらに、総会は通常総会及び臨時総会とから成る。

(構成)

第14条 総会は会員により構成する。役員会は会長、副会長、幹事、会計監事をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、次の事項を審議決定する。

1. 事業計画に関する事項
2. 予算の議決、及び決算の承認に関する事項
3. 事業報告の承認に関する事項
4. 規約の変更に関する事項
5. その他本会の運営に関する重要事項

(役員会の機能)

第16条 役員会は次の事項を審議決定する。

1. 総会の議決した事項の執行に関する事項
2. 総会に付議すべき事項
3. その他会務執行に関する事項

(招集)

第17条 会議は会長が招集する。

(会議の開催)

第18条 開催に際しては、事前に開催日時等を通知する。

1. 通常総会は決算日の翌日より遅滞なく開催する。
2. 臨時総会は次の事由により開催することができる。
  - (1) 役員会が招集の議決をしたとき
  - (2) 会員の5分の1以上が請求したとき
  - (3) 財産状況に関する会計監査において、業務執行等における法令等の違反、あるいは著しく不当な事項があると認められたとき
3. 役員会は会長が必要と認めたとき随時開催する。

(会議の議長)

第19条 総会又は役員会の議長は会長が務める。

(議決)

第20条 会議の議決は出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(委員、評決)

第21条 やむを得ない事由のために会議に出席できない会員は、他の会員を代理人としてこれ

に評決を委任することができる。

(委員会)

第 22 条 本会は役員会の定めるところにより次の委員会をおくことができる。役員会は各委員会の委員長 1 名及び委員を決定し、各委員会の会務を執行する。

1. 総務、会計に関する委員会
2. 研修に関する委員会
3. 調査、研究に関する委員会

第 5 章 財産及び会計

(事業年度)

第 23 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。

(経 費)

第 24 条 本会の経費は通常会費、臨時会費、寄附金、その他収入を以って支弁する。

(財産目録)

第 25 条 会長は事業年度の終了時に、決算を行い財産目録及びその他の財務諸表を作成しなければならない。

(資産の管理)

第 26 条 資産の管理は役員会の定めにより会長がこれを管理する。

(決算及び予算)

第 27 条 会長は総会に決算案を提出し、その審議及び議決並びに会計監査報告を受け承認を求めることとし、その後予算案を提出し、その審議及び議決を経て承認を求めなければならない。

第 6 章 解 散

(解 散)

第 28 条 本会の解散議決をなす場合には、総会において出席した会員に過半数の同意を必要とする。

第 7 章 弔事

(弔 事)

第 29 条 弔事に関する規定は次のとおりとする。

1. 第 5 条第 1 項該当の会員が死亡した場合は次の香典を支給する。

|                  |      |
|------------------|------|
| 入会から 3 年未満       | 1 万円 |
| 入会から 3 年以上 5 年未満 | 2 万円 |
| 入会から 5 年以上       | 3 万円 |

2. 第5条第2項該当の会員が死亡した場合には次の香典を支給する。

|              |        |
|--------------|--------|
| 入会から3年未満     | 5千円    |
| 入会から3年以上5年未満 | 1万円    |
| 入会から5年以上     | 1万円5千円 |
  
3. 入会から3年以上の会員の配偶者又は子供、直系尊属死亡の場合は香典又は花輪相当額10,000円（第5条第2項該当会員は5,000円）を支給する。
4. 弔事の規定は本人又は遺族が、会所定の弔事届等に入会日等を記入し、届出の事実を証明する書類等を添付して、原則として1年以内に申請された場合に支給する。  
なお、支給に際して会費に未払い分がある場合には、当該未払い分と相殺した金額を支給する。

## 第8章 附 則

- 附則 1 (昭和46年4月1日 当会設立)
- 附則 2 平成16年11月25日 一部改正
- 附則 3 平成18年1月1日 一部改正  
預貯金等の住所については、会計担当の住所に置く事ができる。
- 附則 4 平成29年7月6日 一部改正  
当会則は、平成29年8月1日より施行する。
- 附則 5 令和2年7月22日 一部改正  
当会則は、令和2年7月22日より施行する。
- 附則 6 令和7年7月11日 一部改正  
当会則は、令和7年7月11日より施行する。